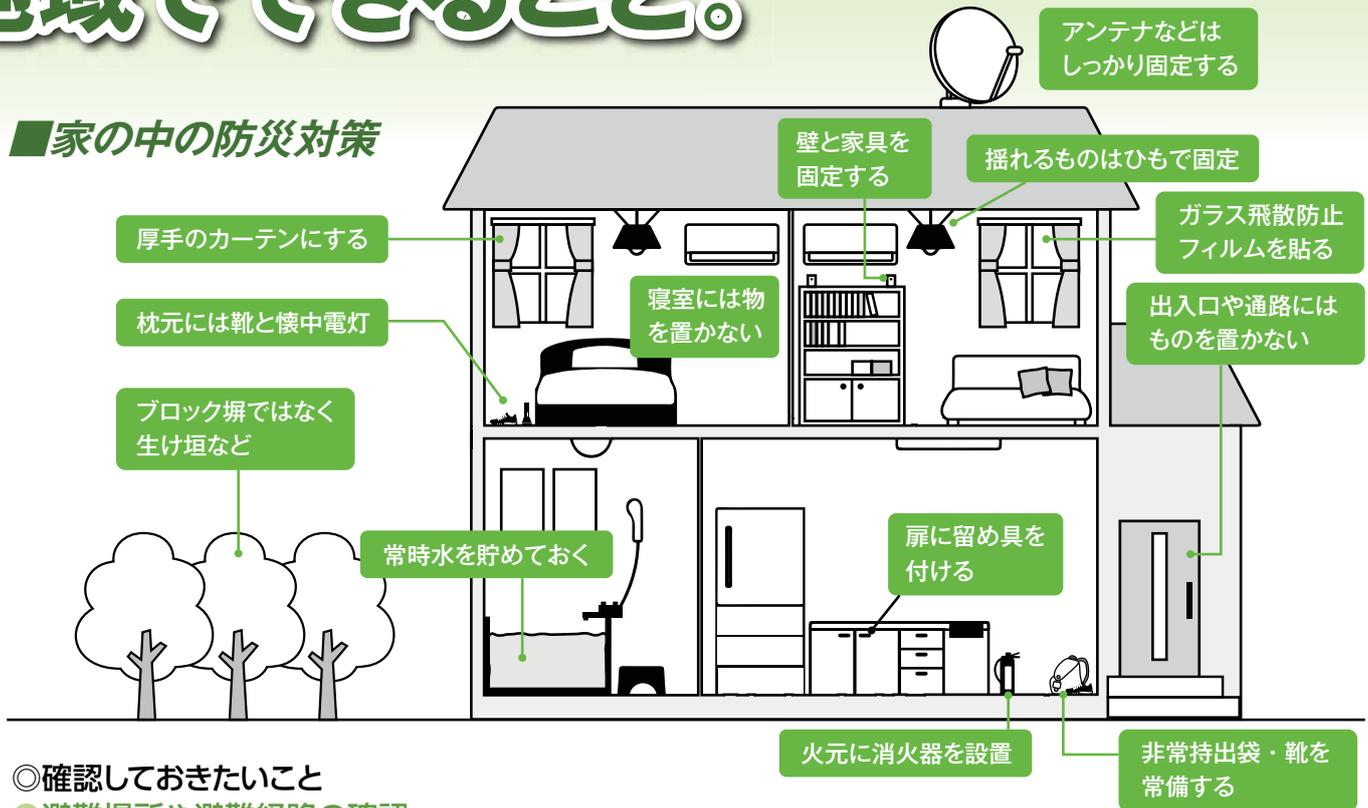


地域でできること。

■家の中の防災対策



◎確認しておきたいこと

●避難場所や避難経路の確認

指定避難場所がどこにあるかを確認し、安全に移動できる経路をふだんから確認しておきましょう。
地震のとき……ブロック塀や崩れやすい壁など、余震で崩れる危険のある場所を避ける。
水害のとき……側溝にふたが無いなど、増水時にどこまでが道路かわからなくなる場所を避ける。

●非常用の持出品の確認

各家庭で「非常用持出袋」を用意して（使い古しのリュックサックなどで可）、避難するために必要なもの（3日間程度の水や食料など）をまとめて、目につきやすい所定のところに置いておきましょう。

●緊急連絡方法の確認

家族間でお互いの連絡方法や集合場所を決めておくほか、災害用伝言ダイヤルの利用方法も確認しておきましょう。

◎町では災害時に備え、住宅などに対して次の防災関係の対策支援を行っています。

| 助成・支給対象事業名 | 助成内容や対象者など | 問合せ先 |
|-------------------|--|---|
| 家具転倒防止補助器具の支給 | 65歳以上のみ、または2級以上の身体障がい者のみで構成する世帯に家具が地震で倒れないように壁や柱に固定する金具を支給します | 総務課 ☎388-1111 |
| 防災及び緑化に関する補助金 | 道路に面したブロック塀などの倒壊による事故を防止するためブロック塀の除去費用や生け垣の設置費用の一部を助成します | |
| 木造住宅耐震診断相談士派遣 | 昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅に、県に登録された岐阜県木造住宅耐震相談士を派遣して無料で耐震診断や補強工事の概算などの情報提供を実施します | 建設課 ☎388-1117 【申込期限】 12月28日(木) |
| 建築物耐震診断助成(旧基準建築物) | 昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅以外の建築物の耐震診断費用の一部を助成します | |
| 建築物耐震診断助成(新基準建築物) | 昭和56年6月1日以降に着工された木造一戸建て住宅、長屋、共同住宅の耐震診断費用の一部を助成します | |
| 木造住宅耐震補強工事助成 | 昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅で、耐震診断相談士による診断の結果補強が必要とされ、相談士が設計や工事監理をする木造住宅の耐震補強工事費用の一部を助成します | |
| 耐震シェルター設置助成 | 昭和56年5月31日以前に着工された2階建て以下の木造一戸建て住宅で耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満と判断された住宅で、65歳以上または障がいのある方を含む世帯に対して、安全性の評価を受けた耐震シェルターや防災ベッドを設置する費用の一部を助成します | |

※上記は支援制度の概要を記載したもののため、詳細は、各担当課におたずねください。